

佐賀県告示第三百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十一年十二月十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 施行者の名称

佐賀市

二 都市計画事業の種類及び名称

川副都市計画下水道事業 佐賀市公共下水道（川副地区）

三 事業施行期間

平成十年十一月十一日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成十年佐賀県告示第六百三十一号、平成十二年佐賀県告示第六百七号、平成十七年佐賀県告示第百六十七号及び平成十九年佐賀県告示第五百七十四号の事業地に佐賀市川副町大字福富字一本松及び字崎ヶ江、大字早津江字一本松、字二本松一から字二本松三まで、字三本松一、字三本松二、字四本松、字野中、字一本杉、字五本松一、字五本松二、字二本谷、字三本杉一から字三本杉三まで、字弥市兵工搦、字三本谷、字四本谷、字源兵工搦、字八竜搦、字吉村搦及び字山方、大字早津江津字早津江津、大字鹿江字道久籠二角、字太郎左工門搦、字大道久、字咎分、字南綱場籠、字東大籠、字西大籠、字鹿江、字九ノ坪籠一角、字野田籠、字六ノ坪籠一角、字伊

拜田籠一角及び字大綱場籠並びに大字犬井道字三本松、字四本松及び字大道久を加え、佐賀市川副町大字鹿江字道久籠三角、字伊拜田籠二角、字次郎三籠一角及び字掘切籠並びに大字犬井道字二本松、字開籠（甲）、字一本谷、字五本谷及び字亀切地内において事業地を変更する。